

## 郡山市事業承継支援補助金交付要綱

令和3年3月31日制定  
令和3年5月31日一部改正  
令和3年9月30日一部改正  
令和4年3月31日一部改正  
令和5年3月31日一部改正  
令和6年3月31日一部改正  
令和7年3月31日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済の発展及び成長並びに雇用の維持を図るため、円滑な事業承継を図ることを目的として、支援機関からの支援を受け、事業承継及び承継した事業の販路開拓等に取り組む市内の中小企業者又は創業を予定している者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援機関 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき国から委託を受けた事業者が設置する事業承継・引継ぎ支援センター、株式会社日本政策金融公庫、金融機関、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (2) 事業承継 経営権の移転等又は事業譲渡をいい、その準備行為を含む。
- (3) 代表者の親族 当該代表者の6親等以内の血族、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、3親等以内の姻族をいう。
- (4) 経営権の移転等 法人においては会社分割、会社合併又は経営権を有する者（議決権のある株式の過半数を保有する者等をいう。）の変更及び代表者の変更、個人事業主においては事業を引き渡す者の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による廃業の届出書（以下「廃業届出書」という。）の提出及び事業を引き受ける者の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業の届出書（以下「開業届出書」という。）の提出をいう。
- (5) 事業承継の完了日 株式譲渡日若しくは事業譲渡日又は事業を引き受ける者の開業届に記載された開業日をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (7) 創業予定者 承継した事業による創業を予定しており、補助金を申請するまでに、市内に主たる事業所を有する者をいう。
- (8) 主たる事業所 法人においては本社又は事業所、個人事業主においては開業届出書に記載する納税地をいう。

(9) 第三者承継 企業の外部者を後継者として選ぶ事業承継をいい、親族承継を除く。

(10) 親族承継 代表者の親族を後継者として選ぶ事業承継をいう。

(11) 企業内承継 企業内の従業員又は役員を後継者として選ぶ事業承継をいう。

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、支援機関の支援を受けて行った事業承継又は事業承継の完了日から6か月以内に行った承継した事業の販路開拓等のうち、それぞれ別表第1に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する事業承継及び承継した事業の販路開拓等は、補助金の交付の対象事業から除くものとする。

(1) 事業を引き渡す者又は引き継いだ者（当該者が法人の場合は、代表者及び役員をいう。）に郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者がいる事業承継

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種の事業承継

(3) 前2号に規定する事業承継により承継した事業の販路開拓等

(4) 本補助金の補助金の交付の対象となった事業承継又は承継した事業の販路開拓等

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者、当該中小企業者の代表者若しくは経営権を有する者又は創業予定者で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、支援機関の支援を受けて行った、事業承継又は承継した事業の販路開拓等に要する経費のうち、それぞれ別表第2に定める経費とする。ただし、次の各号に該当する経費は除くものとする。

(1) 対象経費に係る消費税及び地方消費税額

(2) 他の補助金の交付の対象となる経費

(3) 事業承継又は承継した事業の販路開拓等の目的に限定されない顧問料、士業等専門家への報償費及び旅費

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内で、第三者承継は30万円を限度とし、親族承継及び企業内承継は10万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から補助金の交付の申請をした日までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表1に掲げる事業のそれぞれの完了日から90日又は申請日が属する年度の3月31日のいずれか早い日に、規則第4条の規定により申請しなければならない。この場合において、当該申請書には、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

2 第1項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存すること。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められる財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の別	対象となる事業の要件
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第三者承継を行うこと。</li> <li>2 申請日時時点で業務に従事する者を雇用している場合は、事業承継後も引き続きその者を雇用する見込みであること。ただし、業務に従事する者から退職の申し出があった場合等雇用者都合によらない場合を除く。</li> <li>3 市内において1年以上の期間に渡り事業が営まれており、事業承継後も引き続き市内で事業が営まれる見込みであること。</li> </ol>
承継した事業の販路開拓等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業承継にあたって、雇用者都合による退職等がなかったこと。</li> <li>2 市内において1年以上の期間に渡り営まれていた事業の事業承継が行われ、市内で事業が営まれるものであること。</li> </ol>

別表第2（第5条関係）

事業の別	対象経費
事業承継	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託料（事業承継に係る業務（初期診断、課題分析、コンサルティング、譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&amp;A計画の策定、マッチングの登録等。以下同じ。）のうち委託契約を締結するものに係る経費）</li> <li>2 報償費及び旅費（事業承継に係る業務のうち士業等専門家の報償費及び旅費）</li> </ol>
承継した事業の販路開拓等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 販路開拓に係る広報費、展示会出展費</li> <li>2 店舗改装費</li> <li>3 設備工事費</li> <li>4 備品購入費（備品とは通常の状態でおおむね3年以上の使用に耐える物品で、取得価格が10万円以上の額のことをいう。）</li> <li>5 士業等専門家への報償費及び旅費</li> </ol>

別表第3（第7条関係）

事業の別	対象経費
事業承継	・事業計画書（事業承継用）（第1号様式）

- 支出内訳書(第3号様式)
- 誓約書兼同意書(第4号様式)
- 発行から3か月以内の登記全部事項証明書の写し(法人の場合に限る。)
- 住所を証明する書類(住民票の写し、運転免許証、パスポート又はマイナンバーカード)のいずれか1点の写し。ただし、住民票の写し又はマイナンバーカードで証明するに当たっては、個人番号を見通せない措置を講ずること。(個人事業主及び創業予定者の場合に限る。)
- 支援証明書(第5号様式)
- 同意書(第6号様式)(中小企業者の事業承継に係る費用を代表者又は経営権を有する者が負担する場合に限る。)
- 事業承継を行ったことが分かる書類
- 事業承継の完了日が分かる書類
- 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類
- 他の補助金の交付対象経費が分かる書類(申請する事業に他の補助金の交付の対象となる経費がある場合に限る。)
- 株主名簿等経営権を有する者であることを証明する書類(中小企業者の事業承継に係る費用を経営権を有する者が負担する場合に限る。)
- 委託契約書の写し(補助対象となる委託契約を締結した場合に限る。)

承継した事業の販路開拓等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業計画書（承継した事業の販路開拓用）（第 2 号様式）</li><li>・ 支出内訳書（第 3 号様式）</li><li>・ 誓約書兼同意書（第 4 号様式）</li><li>・ 発行から 3 か月以内の登記全部事項証明書の写し（法人の場合に限る。）</li><li>・ 住所を証明する書類（住民票の写し、運転免許証、パスポート又はマイナンバーカード）のいずれか 1 点の写し。ただし、住民票の写し又はマイナンバーカードで証明するに当たっては、個人番号を見通せない措置を講ずること。（個人事業主及び創業予定者の場合に限る。）</li><li>・ 支援証明書（第 5 号様式）</li><li>・ 同意書（第 6 号様式）（中小企業者の事業承継に係る費用を代表者又は経営権を有する者が負担する場合に限る。）</li><li>・ 事業承継の完了日が分かる書類</li><li>・ 領収書その他の補助対象経費の支払いを確認できる書類</li><li>・ 他の補助金の交付対象経費が分かる書類（申請する事業に他の補助金の交付の対象となる経費がある場合に限る。）</li><li>・ 備品の整備台帳の写し（補助対象となる備品を購入した場合に限る。）</li></ul>
--------------	--



## 事業計画書（承継した事業の販路開拓等用）

申請者及び実施事業の概要

設立年月日（法人） 又は生年月日（個人事業主）	年    月    日				
事業内容及び組織	（事業内容）          （組織）				
実施事業内容  ※スケジュール等が確認できる資料を添付してください。	<実施事業>				
他の補助金の交付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
連絡担当者名					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">電話番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">E-mail</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	電話番号		E-mail		
電話番号					
E-mail					

※事業内容及び組織は、会社案内等の添付により省略可。

第3号様式（第7条関係）

支出内訳書

1 支出内訳

会社名称	
代表者役職氏名	

経費内容	補助対象経費（円）	確認書類 No.
合計	㉠	

※ 補助対象経費は消費税及び地方消費税額を除いた金額としてください。

※ 補助対象経費の内訳を確認できる書類及び領収書の写し等を添付してください。

※ 必要に応じて行を追加してください。

2 補助金交付申請額

円	上の表の㉠の2分の1以内の額を記入してください。
---	--------------------------

※ 第三者承継は30万円、親族承継及び企業内承継は10万円が上限です。

3 補助金振込口座

(1) 金融機関名	(金融機関コード: )
(2) 支店名	(支店コード: )
(3) 預金種別	1. 普通                      2. 当座
(4) 口座番号	
(5) (フリガナ) 口座名義	

※ 通帳の写しその他の振込先の口座を確認できる書類を添付してください。

## 誓約書兼同意書

郡山市長

私は、郡山市事業承継支援補助金の申請に当たり、補助金の交付要綱を確認のうえ、虚偽なく申請し、次の事項に相違ないことを誓約いたします。

- 私（法人の場合、その代表及び役員）に記載の者が郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等（以下単に「暴力団等」という。）に該当していないこと
- 事業承継の相手方（相手方が会社の場合、その代表及び役員）が暴力団等に該当していない旨を確認していること
- 承継する事業又は承継した事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種にあたらないこと
- 私に代わり郡山市長が、郡山市事業承継支援補助金交付要綱第4条第1号に規定する市税等の納付状況について担当課に照会すること
- 補助金の交付の対象となった事業について郡山市が行う調査に協力すること

年 月 日

住 所  
（所在地）  
名 称  
代表者職氏名

（自署又は記名押印）

(参考)

郡山市暴力団排除条例 (一部抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。)第2条に規定する者を除く。)をいう。
- (4)～(8) 略

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (一部抜粋)

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度をルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

2～4 (略)

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

6～10 (略)

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの)

郡 山 市 長

（ 支 援 機 関 ）

所在地

名称

代表者名

印

### 支援証明書

下記「1 対象事業者」に対し、支援した内容について証明します。

#### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 所在地

#### 2 事業承継の種別 ※該当するものを選択してください。（1つ）

- 第三者承継  親族承継  企業内承継  その他（ ）

#### 3 支援機関担当者 職氏名

連絡先 電 話：

E-mail：

#### 4 支援内容 ※貴機関で行った支援内容を選択してください。（複数可）

- 承継先とのマッチング支援
- 事業計画の策定等の経営支援
- 事業承継に係る融資等の費用調達支援
- その他（内容： ）

第6号様式（第7条関係）

同意書

以下の補助事業者は、当法人の事業承継に取り組む者に相違ありません。  
当法人は、以下の補助事業者が郡山市事業承継支援補助金の交付申請を行うにあたり、必要書類の提供等を行うことに同意します。

補助事業者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

所在地

\_\_\_\_\_

名称及び代表者職氏名

\_\_\_\_\_

(署名又は記名押印)